

26日監第130号  
平成27年2月9日

日進市長 萩野幸三様

日進市監査委員 鷺田智砂

日進市監査委員 古谷のりお

住民監査請求の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定によりその結果について別添のとおり決定しましたので通知します。

## 日進市職員措置請求の監査結果

### 第1 請求の受付

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求として、「日進市議会総務文教常任委員会行政視察旅費支出」にかかる職員措置請求書（住民監査請求書）（以下「請求書」という。）が提出された。

#### 1 請求人

（省 略）

#### 2 請求書等の提出

（1）請求書の提出 平成26年12月18日

（2）補正書の提出 平成26年12月19日

#### 3 請求の趣旨

請求書、補正書及び事実証明書、陳述の内容から、監査請求の主張の事実及び措置の要求は次のとおりである。

（1）余語充伸議員は、日進市議会総務文教常任委員会所管事項調査（以下「所管事項調査」という。）のため、平成26年10月27日及び28日に神奈川県秦野市及び埼玉県さいたま市に出張したが、正当性が認め難い事由により、第2日目の所管事項調査を履行していない。

このため同議員に概算払にて支給された1泊2日分の出張旅費のうち、宿泊費、2日目の日当及び新宿から浦和までの往復鉄道賃相当額について、返還義務が生じたが、宿泊費15,000円については、未だ精算返納されていない。当該宿泊費は不当な支出にあたり、返還請求すべきものである。

（2）については、日進市長をして、余語充伸議員に対して、本年度実施の所管事項調査にかかる旅費のうち1夜分の宿泊相当額15,000円を市に返還するよう勧告すること。

（3）会計管理者に対して、返還措置が的確に行われるよう勧告すること。

### 第2 請求の受理

平成26年12月24日付けで受理した。

### 第3 監査の実施

本件について、以下のとおり監査を実施した。

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、平成27年1月15日、陳述を行った。

#### 2 関係職員の陳述

平成27年1月15日、関係のある職員として議会事務局職員（議事課）及び企画部職員（人事課）の陳述を行った。

#### 3 請求人の陳述において確認した事項

- (1) 新たに事実を証明する証拠書類等はないこと確認
- (2) 請求書中「15000」円を「15,000円」に訂正することを確認
- (3) 請求書1ページ「第2 対象となる財務会計上の行為及び支出(1) 旅費支出の根拠」の①項目中、「地方自治法第109条第4項」を「地方自治法第109条第2項」に、「日進市会会議規則」を「日進市議会会議規則」に、「会議規則第105条第1項」を「会議規則第111条」に訂正することを確認
- (4) 請求書2ページ「第3 対象行為並びに支出の違法性及び不当性(1) 違法性が問われる旅費の精算処理」の①違法性論拠の文中「自己の責めに帰すべき事由」の根拠を確認
- (5) 請求書3ページ「第3 対象行為並びに支出の違法性及び不当性(3) 政治倫理のサイドから議員に問われている法的規制に反する行為」について、政治倫理基準と財務会計との関係を確認

### 第4 監査の結果

#### 1 関係職員の調査の結果、以下の事実を認定した。

##### (1) 所管事項調査の経緯

ア) 平成26年5月16日、日進市議会総務文教常任委員長（以下「委員長」という。）から日進市議会議長（以下「議長」という。）あてに、議会閉会中の所管事項継続調査申出書が提出された。

イ) 平成26年5月16日、平成26年第1回日進市議会臨時会において、議会閉会中の所管事項継続審査の申し出が許可された。

ウ) 平成26年10月9日、委員長から議長あてに、調査視察地等の届出書が提出された。

エ) 平成26年11月14日、委員長から議長あてに、視察報告者が提出

された。

(2) 所管事項調査旅費支出にかかる経緯

- ア) 平成26年10月8日、総務文教常任委員会行政視察旅費（以下「行政視察旅費」という。）にかかる概算払について、支出負担行為決議書兼支出調書（旅費）が決裁された。
- イ) 平成26年10月15日、行政視察旅費が会計課から支出された。
- ウ) 平成26年10月20日、行政視察旅費を総務文教常任委員会委員が受領し、会計管理者あて領収書を提出した。
- エ) 平成26年11月4日、行政視察旅費にかかる概算払精算書及び戻入調書（兼負担行為減額決議書）が決裁された。
- オ) 平成26年11月10日、行政視察旅費にかかる返納金を会計課が受領した。

(3) 所管事項調査日程及び目的

- ア) 所管事項調査は、平成26年10月27日月曜日から10月28日火曜日の1泊2日の日程で実施された。
- イ) 平成26年10月27日月曜日は、午後1時30分から神奈川県秦野市において、公共施設再配置計画について、総務文教常任委員会委員全員及び随行職員出席のもと調査が実施された。
- ウ) 平成26年10月28日火曜日は、午前10時から埼玉県町村会において、自治体クラウドについて、総務文教常任委員会委員6名及び随行職員出席のもと調査が実施された。

(4) 日進市議会議員の旅費

- ア) 日進市議会議員の旅費は、日進市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第1項により、議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。同条第2項で、前項の規定により支給する旅費の額は、日進市職員の旅費に関する条例の市長の例を適用すると規定している。
- イ) 市長の旅費は、日進市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第8条により、旅費の額及び支給方法については、日進市職員の旅費に関する条例で定めると規定している。
- ウ) 日進市職員の旅費に関する条例第6条第1項で、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とすると規定し、同条第2項で、鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。同条第6項で、日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。同条7項で、宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額

により支給すると規定している。また別表で市長の日当は、1日につき3,000円、宿泊料の額は、1夜につき15,000円と定めている。

(5) 行政視察旅費の積算及び精算

ア) 本所管事項調査にかかる概算旅費は、交通費が赤池・名古屋間の往復鉄道運賃600円、名古屋・秦野間の鉄道運賃5,360円、名古屋・小田原間の特急料金3,860円、秦野・浦和間の鉄道運賃1,060円、浦和・名古屋間の鉄道運賃6,480円、東京・名古屋間の特急料金4,830円、日当が2日分6,000円、宿泊費が1泊分15,000円、この合計43,190円を積算しているが、いずれも条例に基づいた適正な金額である。

イ) 本所管事項調査にかかる余語充伸議員の旅費精算は、概算払にて支給された旅費のうち、使用しなかった秦野・浦和間及び浦和・東京間の鉄道運賃610円、日当1日分3,000円、この合計3,610円を残額として精算し、平成26年11月10日に返納している。

2 監査委員の判断

前記認定事実に基づき、請求人の主張について判断する。

(1) 上記1(1)から(5)によれば、余語充伸議員が平成26年10月27日及び28日の神奈川県秦野市及び埼玉県さいたま市での調査目的により出張し、27日の調査終了後に宿泊をしたことが明らかであるから、本件所管事項調査にかかる旅費の支出は、いずれも日進市職員の旅費に関する条例、日進市予算決算会計規則等の定める手続に従って適法に行われたことが認められる。

また、宿泊費の支出に当たっては、「公務員旅費取り扱いの手引」国家公務員の旅費に関する法律第6条解説「数及び夜数の計算方法について」を参考にして判断している。

(2) なお、請求人は、宿泊費が不当な支出にあたることについて、余語充伸議員が自己の責めに帰すべき事由により、職務を果たし得なかったことを主張する。

しかし、住民監査請求の対象は、法第242条第1項に規定されているとおり、市長、委員会、委員又は市の職員の行為について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるときなど財務会計上の事項に限られるものであるところ、請求人のこの点の主張は、住民監査請求にはなじまないものである。

(3) 以上のことから、本件請求については、理由がないものと判断し、これを棄却する。

なお、本件の請求に先立ち、平成26年第4回日進市議会定例会において、議員辞職勧告決議案が提出され、議決されている旨が請求書の中で述べられており、日進市議会として一定の判断が既になされていることを申し添える。